

一般社団法人 長崎地区交通安全協会定款

一般社団法人 長崎地区交通安全協会

一般社団法人 長崎地区交通安全協会定款

第1章 総 則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人長崎地区交通安全協会と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を長崎市に置く。

(目的)

第3条 この法人は、自動車、電車（以下「自動車等」という。）の所有者及び使用者並びに運転者に対する交通安全教育の普及徹底を図ることを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 交通安全道徳の高揚、啓発宣伝
- (2) 交通安全を確保し交通の能率を増進するための調査研究
- (3) 交通安全施設の整備改善
- (4) 交通安全に関する各種資料の刊行及び頒布
- (5) 交通安全に協力する者及び団体並びに無事故優良運転者などの表彰
- (6) 体系的な交通安全教育の推進
- (7) 運転免許更新に伴う証明写真事業
- (8) 長崎県証紙売捌き事業
- (9) その他本会の目的達成に必要な事業

第2章 会 員

(法人の構成員)

第5条 この法人は、長崎警察署管内に住所又は事業所を有する自動車等の所有者並びに使用者、自動車販売業者でこの法人の目的に賛同して入会した個人又は法人（以下「会員」という。）をもって構成する。

- 2 前項の会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般社団・財団法人法」という。）上の社員とする。

(会員の資格の取得)

第6条 この法人の会員になろうとする者は、理事会の定めるところにより申込みをし、その承認を受けなければならない。

(経費の負担)

第7条 この法人の事業活動に生じる費用に充てるため、会員になった時及び毎年、会員は総会において別に定める額を支払う義務を負う。

(任意退会)

第8条 会員は、理事会で定める脱会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第9条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議によって当該会員を除名することができる。

- (1) この定款その他の規則等に違反したとき
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき

2 前項の規定により会員を除名しようとするときは、当該会員に対し、当該総会の日から1週間前までに理事会で定めるところによりその旨を通知し、かつ、総会において弁明する機会を与えなければならない。

(会員の資格の喪失)

第10条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 住所又は事業所を他地区に移転したとき
- (2) 第7条の支払い義務を2年以上履行しなかったとき
- (3) 総会員が同意したとき
- (4) 当該会員が死亡し、又は解散したとき

(会員資格の喪失に伴う権利)

第11条 前3条の規定により、会員がその資格を喪失したときは、会員としての一切の権利を喪失し、既に納めた会費その他この法人の資産に対して何らの請求をすることはできない。

第3章 特別協力者

(特別協力者)

第12条 長崎警察署管内に住所を有する運転免許所有者で協力の申し入れがあった者を特別協力者とする。

2 特別協力者は、別に定める特別協力費を納入するものとする。

第4章 役員等

- (1) 理事 3名以上
- (2) 監事 2名以上3名以内
- 2 理事のうち1名を会長、2名以上4名以内を副会長、1名を専務理事とする。
- 3 前項の会長をもって一般社団・財団法人法上の代表理事とし、専務理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第14条 役員は、総会の決議によって選任する。

- 2 会長、副会長及び専務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 3 第1項の規定により理事を選任する場合は、各理事について、当該理事及び当該理事の配偶者又は、3親等内の親族その他特殊の関係にあるものである理事の合計数が、理事の総数の3分の1以下とする。
- 4 前項の規定は、監事にも準用する。

(理事の職務及び権限)

第15条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、専務理事は、会長を補佐して、この法人の業務を執行する。
- 4 会長及び専務理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第16条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び事務局職員に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況を調査することができる。

(役員任期)

第17条 役員任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

- 2 補欠として選任された役員任期は前任者の任期の満了する時までとする。
- 3 役員は、第13条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお役員としての権利義務を有する。

会員は総会において別に定める額を支払う義務を負う。

(任意退会)

第8条 会員は、理事会で定める脱会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第9条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議によって当該会員を除名することができる。

- (1) この定款その他の規則等に違反したとき
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき

2 前項の規定により会員を除名しようとするときは、当該会員に対し、当該総会の日から1週間前までに理事会で定めるところによりその旨を通知し、かつ、総会において弁明する機会を与えなければならない。

(会員の資格の喪失)

第10条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 住所又は事業所を他地区に移転したとき
- (2) 第7条の支払い義務を2年以上履行しなかったとき
- (3) 総会員が同意したとき
- (4) 当該会員が死亡し、又は解散したとき

(会員資格の喪失に伴う権利)

第11条 前3条の規定により、会員がその資格を喪失したときは、会員として的一切の権利を喪失し、既に納めた会費その他この法人の資産に対して何らの請求をすることはできない。

第3章 特別協力者

(特別協力者)

第12条 長崎警察署管内に住所を有する運転免許所有者で協力の申し入れがあった者を特別協力者とする。

2 特別協力者は、別に定める特別協力費を納入するものとする。

第4章 役員等

(役員)

第13条 この法人に、次の役員を置く。

- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事の報酬等の額
- (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

（招集）

第25条 総会は、法令に別段に定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

2 総会を招集するには、会長は総会の日前の1週間前までに会員に対して、総会の日時、場所及び総会の目的である事項があるときは、当該事項を記載した書面により、その通知を発しなければならない。ただし、理事会の決議により、書面によって議決権を行使することができることとする旨を定めた場合には、総会の日前の2週間前までにその通知を発しなければならない。

3 総会員の議決権の10分の1以上の議決権を有する会員は、会長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。

（議長）

第26条 総会の議長は、会長がこれに当たる。

（議決権）

第27条 総会における議決権は、会員1名につき1個とする。

2 総会に出席しない会員は、代理人によって、又は理事会において書面によって議決権を行使することができる旨を決議したときは、書面によりその議決権を行使することができる。この場合において前項の規定の適用については、出席したものとみなす。

（決議）

第28条 総会の決議は、総会員の議決権の過半数を有する会員が出席し、出席した当該会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総会員の半数以上であって、総会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更

(4) 解散

(5) その他法令で定められた事項

3 役員を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第13条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議事録)

第29条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び議長が出席した会員の中から指名した者2名は、前項の議事録に記名押印する。

第6章 理事会

(設置及び構成)

第30条 この法人に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第31条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
 - (2) 理事の職務の執行の監督
 - (3) 会長、副会長及び専務理事の選定及び解職
 - (4) この定款で定めるもののほか、規則、規程及び細則の制定、改正及び廃止
- 2 理事会は、次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を理事に委任することができない。

- (1) 重要な財産の処分及び譲り受け
- (2) 多額の借財
- (3) 重要な事務局職員の選任及び解任
- (4) その他法令で定められた事項

(招集)

第32条 理事会は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、各副会長が理事会を招集する。
- 3 理事会を招集するには、会長は、理事会の日の1週間前までに、各理事及び各監事に対してその通知を発しなければならない。

- 4 前項の規定にかかわらず、理事会は、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく開催することができる。

(決議)

第33条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、一般社団・財団法人法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第34条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 出席した会長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第7章 事務局

(設置等)

第35条 この法人に、その事務を処理するため事務局を置く。

- 2 事務局の組織及び運営に関する事項については、理事会において別に定める。

第8章 資産及び会計

(事業年度)

第36条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第37条 この法人の事業計画書、収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに会長が作成し、理事会の承認を受けて直近の総会で報告しなければならない。これを変更する場合も同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第38条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 公益目的支出計画実施報告書
- (4) 貸借対照表

(5) 損益計算書（正味財産増減計算書）

(6) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第5号の書類については、定時総会に提出し、第1号及び第3号の書類についてはその内容を報告し、第4号及び第5号の書類については承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款、会員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

（剰余金）

第39条 この法人は、剰余金の分配を行うことができない。

第9章 定款の変更及び解散

（定款の変更）

第40条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

（解散）

第41条 この法人は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

（残余財産の処分）

第42条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、総会の議決を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第10章 公告の方法

（公告の方法）

第43条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

附 則

1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。

2 この法人の最初の会長は四元永生とする。

3 この法人の最初の専務理事は上野厚とする。

4 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人

の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と一般法人の設立の登記を行ったときは、第35条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。